

# 戦略的遺産動機による子の居住地選択と遺産分配 —長子と次子のどちらが家を継いで親の面倒をみるのか？—<sup>1)</sup>

佐藤 隆

## I 序論

現在日本では、社会保障制度によって老後の心配はほぼなくなってきたが、一方において「社会保障政策のパラドックス」と呼ばれているように、かえって老年世代にとって不幸せな状況が起きている可能性がある。社会保障の充実、高齢者の生活の安定に寄与する反面、老年者（年老いた親）にたいする子の自発的な扶助を抑制し、親と子の関係を希薄にするのではないかという指摘がなされている。公的年金や介護保険は高齢者を社会的に扶助しようとするものであるから、家族による扶養の必要性を低下させることを通じて、特に親と子の居住地に影響を与えている可能性がある。わが国においても、社会保障制度が整備されてきた背後で親子の同居率は歴史的に低下傾向にある。高齢者（65歳以上）で子と同居している割合は、1980年に69.0%であったのが、1999年には50%を割り込み（49.3%）、2010年には42.2%となっている（厚生労働省『国民生活基礎調査』）。

もし社会保障政策がなければ、以前は大家族制度で子は親と同居かもしくは親の居住地の近隣に住んで、世代間で相互に支えながら親の面倒（や子・孫の面倒）をみてきた。たとえ年金はゼロでも、老年世代は子や孫に囲まれてある意味幸せな老後を送っていたかもしれない。しかし、戦後、日本も手厚い社会保障制度が導入され、親子の緊密な関係は切り離されてしまった。国・社会が親の面倒をみてくれるので、子は親の面倒をみる必要はなくなり、遠方の都会に行って仕事をすればよい。家族の絆が損なわれた結果、老年世代は老々介護になってしまい、寂しい老後を送っている。いわゆる「幸福の経済学」(Happinessの経済学)の観点からは、以前のように社会保障制度はなくても大家族制度によって世代間で相互に面倒をみていた頃と、現在のように手厚い社会保障制度はあっても家族の絆が切り離された今現在の状態とでは、いったいどちらがより幸せになったといえるのだろうか？

したがって単に年金、医療保険、介護保険制度の問題だけではなく家族が同居できるような制度設計が必要になるのではないだろうか？そのためには、「戦略的遺産動機」(Bernheim et al.1985)と呼ばれている遺産相続のためのルールを考える必要がある<sup>2)</sup>。すなわち、例えば2人兄弟（姉妹）の場合であるが、親は次のような遺産ルールを子に提示する。

長子への遺産ルール：「親は「家」などの実物資産や金融資産などの遺産分配比率（0より大きく1以下）と長子の居住地（親と同居するかまたは近隣に居住して親の介護などのアテンションを供給する）を決め、その居住地を選ばなければ遺産分配比率を0にする（遺産を相続させない）」というルールをまず長子に提示する。提示され長子はそれを受諾

するか、拒否するかを決める。受諾した場合は長子が親の面倒をみる（次子は自分の好きなどところに居住する）が、長子が拒否をした場合（または親が長子に遺産ルールを提示しない場合）は、長子は好きなどところに居住し、次子に次の遺産ルールを提示する。

次子への遺産ルール：「親は「家」などの実物資産や金融資産などの遺産分配比率（0より大きく1以下）と次子の居住地（親と同居するかまたは近隣に居住して親の介護などのアテンションを供給する）を決め、親が決めた居住地を選ばなければ、遺産は均等分配される」というルールを提示する。次子はそれを受諾するか、拒否するかを決め、受諾した場合は次子が親の面倒をみることになる。

この遺産ルールの下では、長子か次子かのいずれかが親の面倒をみることになると思われるので、老年世代は老々介護や孤独死から免れる可能性が高い。そのさい、遺産ルールを提示された子が受諾しやすいように、例えば親と一緒に同居した場合は相続税や固定資産税を大幅に減免したりするなどの制度設計を行えば、子は受け入れやすいであろう。山口県は特に人口減少や高齢化が非常に進行しているので、このような制度設計は重要ではないかと思われる。

もう一つの論点として、日本の社会的慣習（social norm）では長子（特に長男）が家を継いで親の面倒をみることが多いことである。これを経済合理性によって明確に説明をした文献は極めて少ない（Kureishi and Wakabayashi 2010）<sup>3)</sup>。というのは従来の分析ではKonrad et al. (2002)が代表的な文献であるが、経済合理性の観点からは、長子ではなく次子が親の面倒をみるはずであるとされている（実際にドイツのデータではそれと整合的である）。なぜなら長子は、次子より先に居住地を決められるので先に遠くへ居住してしまっていて、次子に親の介護などの負担を押し付けてしまうのが合理的だからである<sup>4)</sup>。したがって、Konrad et al. のモデルでは日本の長子家督相続の慣習を経済合理性によっては説明できない。彼らとは異なる代替的な説明が求められているのである。

本稿は以下の通りの構成となっている。IIで理論モデルが説明され、IIIで均衡における兄弟（姉妹）の居住地と遺産分配のパターンが説明される。IVで結論と今後の課題が示される。

## II モデル

### 1. 家族の構成と子の居住地選択の重要性

以下のモデルでは、親と2人の子（長子と次子）からなる家族を考える。親は線分上のある地点に住んで子育てをし、その地点を標準化して0地点とする。子はやがて18 - 30歳になったときに居住地を選択することになるが、親から遺産分配比率と関連付けられ居住地（遺産ルール）を提示された後、子は居住地を選択する。ここで子の居住地選択が重要となるのは、親と子の居住地の距離によって、子が介護などのアテンションを提供することのコストが大きく変化するからである。親を訪ねる交通費のみならず、移動距離が長ければその分多くの機会費用が失われることになる。したがって、子によるアテンション

の供給量は親と子の居住地の距離の減少関数となる。親はそのことを見越して、早い段階で遺産ルールを子に提示するものとする。

## 2. 戦略的遺産動機

親は戦略的遺産動機に基づいて二人の子に遺産を分配する。すなわち、親はより多くのアテンションを得るために、遺産を利用して子を自分の近くに居住させようとする。以下はゲームツリー（図1）にしたがって説明を行う。

親は遺産総額  $b$  を決めた後、まず長子に居住地  $f$  と遺産分配比率  $\beta_f (\leq 1)$  を関連付けた遺産ルール（親が決めた居住地を選ばなければ、遺産分配比率をゼロにするというルール）を、まず長子に提示する。長子がそれを受諾した場合、次子はその下で自らの効用が最大になる居住地  $s$  を選択する。長子が拒否した場合（または親が長子には遺産ルールを提示しない場合）には、長子は遺産ゼロの下で自らの効用を最大化するところに居住した上で、次に親は次子に居住地  $s$  と遺産分配比率  $\beta_s (\leq 1)$  を関連付けた遺産ルール（親が決めた居住地を選ばなければ、遺産は均等分配されるというルール）を提示する。次子はそれを受諾するか否かを選ぶ。次子が拒否した場合（または親が次子には遺産ルールを提示しない場合）には、遺産は均等分配される。以下ではこのゲームの均衡を導出する<sup>5)</sup>。

## 3. 効用関数

親は消費と子からのアテンションの総量から効用を得る。

$$U_P = u_P(Y_P - b) + v_P(a_f(f) + a_s(s))$$

$a_f(f)$ ,  $a_s(s)$  はそれぞれ長子と次子が提供するアテンションである。アテンションは親子の居住地の距離（親の居住地は0地点であるため、子の居住地に等しい）の減少関数である。また、 $v_P(\cdot)$  はアテンションの増加関数である。

子の効用関数は次式で与えられる。

$U_i = u_k(Y_k(i) + \beta_i b) + v_k(a_f(f) + a_s(s)) - c(a_i)$ ,  $i=f, s$ ,  $v_k(\cdot)$  はアテンションの増加関数であり、子は親がアテンションを受けることから満足を得るが、それを自分が提供する場合にはコスト  $c(a_i)$  が発生する。

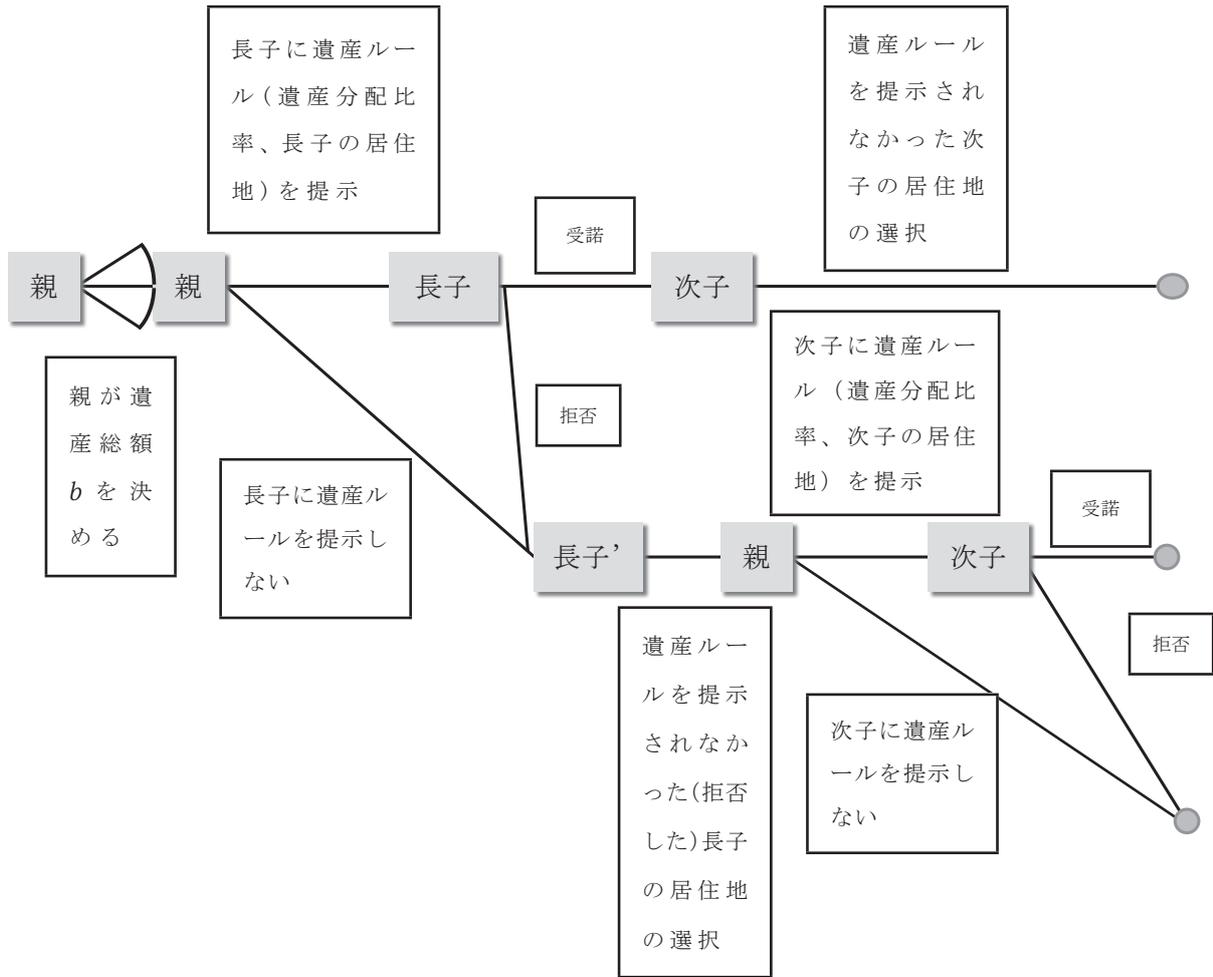


図1 戦略的遺産動機による親子間のゲームツリー

#### 4. 参加制約条件

子は親から提示された遺産ルールを受諾する場合は、参加制約条件と呼ばれるある留保効用水準以上の効用であることを条件とする。それは長子、次子に関して次の式が満たされていなければならない。

$$\begin{aligned}
 U_f &= u_k(Y_k(f) + \beta_f b) + v_k(a_f(f) + a_s(s)) - c(a_f(f)) \\
 &\geq u_k(Y_k(f^0) + \beta_f b) + v_k(a_f(f^0) + a_s(s^*)) - c(a_f(f^0)) (\equiv \bar{U}_f) \\
 U_s &= u_k(Y_k(s) + \beta_s b) + v_k(a_f(f^0) + a_s(s)) - c(a_s(s)) \\
 &\geq u_k(Y_k(s^H) + b/2) + v_k(a_f(f^0) + a_s(s^H)) - c(a_s(s^H)) (\equiv \bar{U}_s)
 \end{aligned}$$

ここで、 $f^0$ は長子が遺産0のときに効用を最大化させる居住地、 $s^H$ は遺産を半分相続したときに次子が効用を最大化させる居住地である。また $\bar{U}_f$ は長子の留保効用水準、 $\bar{U}_s$ は次子の留保効用水準を表す。留保効用水準とは、親が提示する遺産ルールを子が拒否したときに得る子の効用水準（子の威嚇点に相当する）のことである。

## 5. 戦略的遺産動機による子の居住地の導出

親が遺産ルールとして提示する次子、長子の居住地は以下ようになる。

親が提示する次子の居住地は次子の参加制約条件の下で、親の効用を最大にするような  $s$  である。すなわち以下の通りとなる。

$$\begin{aligned} s^* &\in \operatorname{argmax}_s u_P(Y_P - b) + v_P(a_f(f) + a_s(s)) \\ \text{sub to } &u_k(Y_k(s) + \beta_s b) + v_k(a_f(f^0) + a_s(s)) - c(a_s(s)) \\ &\geq u_k(Y_k(s^H) + b/2) + v_k(a_f(f^0) + a_s(s^H)) - c(a_s(s^H)) \end{aligned}$$

親が提示する長子の居住地は長子の参加制約条件の下で、親の効用を最大にするような  $f$  である。すなわち以下の通りとなる。

$$\begin{aligned} f^* &\in \operatorname{argmax}_f u_P(Y_P - b) + v_P(a_f(f) + a_s(s^*(f, b))) \\ \text{sub to } &u_k(Y_k(f) + \beta_f b) + v_k(a_f(f) + a_s(s^*(f, b))) - c(a_f(f)) \\ &\geq u_k(Y_k(f^0) + b) + v_k(a_f(f^0) + a_s(s^*)) - c(a_f(f^0)) \end{aligned}$$

### III 均衡における兄弟（姉妹）の居住地と遺産分配のパターン

以上のモデルにおけるゲームの均衡を導出する。そして、均衡における兄弟の居住地と遺産分配のパターンを明らかにする。分析により得られた結果は以下のとおりである。

#### 1. 次子のサブゲーム

まず、長子が遺産ルールを拒否し、親が次子に遺産ルールを提示するサブゲームにおいて、以下の結果が得られる。

**補題1（次子に対する遺産分配）：**次子の参加制約条件がバインドしているとき（遺産ルールを受諾する場合と拒否する場合とで次子の効用が等しいとき）、 $b > 0$  ならば、 $\beta_s = 1$  である。

すなわち、親が決めた場所に住むならば遺産はすべて次子に与えるという遺産ルールを親は提示する。

**補題2（次子の居住地）：**親が提示する居住地  $s^*$  は子が遺産ルールを拒否し遺産が均等分配されるときに選ぶ居住地  $s^H$  よりも親の居住地に近い ( $s^* < s^H$ )。

**補題3（親と次子のサブゲームの均衡）：**遺産がゼロでない限り、次子が受け入れる遺産ルールが存在する。

#### 2. 長子のサブゲーム

次に、親が長子に遺産ルールを提示するサブゲームにおいて、以下の結果が得られる。

**命題1（親と長子のサブゲームの均衡）：** $b > 0$  ならば、以下が成り立つ。

(1) 長子の参加制約条件上において、その傾きよりも親の限界代替率の方が大きい場合：

(a)  $f = 0$  (親と同居) が長子の参加制約条件を満たさないならば、親は遺産ルール ( $f > 0, \beta_f = 1$ )

を提示するか、あるいは、いかなる遺産ルールも提示しない（次子に遺産ルールを提示する）。後者の場合、長子は $\beta_f=0$ の下で効用が最大となる居住地 $f^0$ を選択する。

(b)  $f=0$ （親と同居）が長子の参加制約条件を満たすならば、親は遺産ルール（ $f=0, \beta_f \leq 1$ ）を提示するか、あるいは、いかなる遺産ルールも提示しない（次子に遺産ルールを提示する）。後者の場合、長子は $\beta_f=0$ の下で効用が最大となる居住地 $f^0$ を選択する。

(2) 長子の参加制約条件上において、その傾きよりも親の限界代替率の方が小さい場合：親はいかなる遺産ルールも提示しない（次子に遺産ルールを提示する）。長子は $\beta_f=0$ の下で効用が最大となる居住地 $f^0$ を選択する。

以下に命題1を図解する。

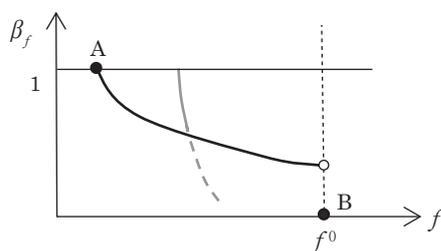


図2 長子の参加制約条件と均衡：(1)(a)のケース

図2の太い実線は長子の参加制約条件（点B（ $f^0, 0$ ）と無差別な点の集合）を表している。これは（ $f^0, 0$ ）において上方にジャンプする。なぜなら、長子が $f^0$ を選ぶのは、遺産ルールを拒否する（あるいは、親が長子に遺産ルールを提示しない）場合なので、親は次子に遺産ルールを提示するのに対し、長子がわずかでも $f^0$ よりも小さな $f (= f^0 - \varepsilon)$ を選ぶのは、遺産ルールを受諾する場合であり、次子は自らの効用を最大化する居住地を選択する。前者と後者のケースを比べると、後者の方が $s$ は大きくなり（遠方に居住し）、よって次子のアテンションは小さくなる。これは、 $f^0$ からの $f$ の微小な減少により、 $\beta_f=0$ の下では、長子の効用は非連続的に減少することを意味するので、効用を不変とするには、それを補償するだけの $\beta_f$ の非連続的な増加が必要となる。この背景には、次子の居住地が $s^*$ から $s^0 (> s^*)$ へと非連続的な変化をすることにより、総アテンションも $a(s^*) + a(f^0)$ から $a(s^0) + a(f^0 - \varepsilon) (< a(s^*) + a(f^0))$ へと非連続的な変化をすることで、効用水準を補償する $\beta_f$ による変化も非連続的とならざるを得ないのである。

細い実線および破線は親の無差別曲線を表しており、左下に位置するものほど高い効用に対応している。したがって、 $f < f^0$ の領域において、親の効用が最大になるのは点Aとなるので、点Aの方が $f = f^0$ である点Bよりも親の効用が高ければ、点Aに対応する遺産ルール（ $f > 0, \beta_f = 1$ ）を提示するのに対し、逆の場合には、遺産ルールを提示しない。

図3は(1)(b)のケースを表しており、図2の(1)(a)のケースとの違いは長子の参加制約条件の形状（ $\beta_f \leq 1$ で縦軸と交わる）である（この違いは選好の違いに依る）。 $f < f^0$ の領域に

において、親の効用が最大になるのは点 A となるので、点 A の方が  $f=f^0$  である点 B よりも親の効用が高ければ、点 A に対応する遺産ルール ( $f=0, \beta_f \leq 1$ ) を提示するのに対し、逆の場合には、遺産ルールを提示しない。

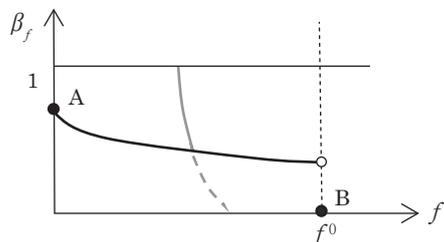


図3 長子の参加制約条件と均衡：(1)(b)のケース

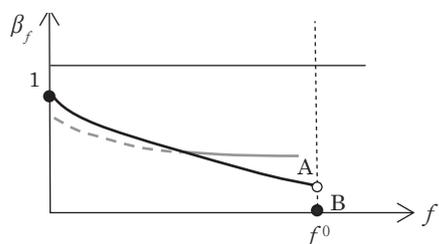


図4 長子の参加制約条件と均衡：(2)のケース

図4は(2)のケースを表している。このケースでは、 $f < f^0$  の領域において、 $f = \lim_{\varepsilon \rightarrow 0} (f^0 - \varepsilon)$  の下で親の効用は最大になるが、これよりも  $f = f^0$  の下での親の効用の方が大きい。なぜなら、後者の方が次子のアテンションが大きいからである ( $a(s^0) + a(f^0 - \varepsilon) < a(s^*) + a(f^0)$ )。したがって、親は長子に遺産ルールを提示しない。

### 3. 親のサブゲーム：親の遺産水準により長子、次子のいずれに遺産ルールを提示するか

次に、第1ステージにおける親の遺産総額  $b$  の水準をパラメーターとして、親の遺産ルールを長子、次子のどちらに提示するのかについてさらに検討を進めていく。ここで、遺産総額と親が提示する次子、長子との居住地に関する補題を以下に示す。

**補題4 (遺産総額と次子の居住地との関係)：**遺産総額  $b$  が増加するほど親が提示する次子の居住地  $s^*$  は親の居住地  $0$  に近づく。

**補題5 (遺産総額と長子の居住地との関係)：**遺産総額  $b$  が増加するほど親が提示する長子の居住地  $f^*$  は親の居住地  $0$  に近づく。

以下の図5は親の遺産総額  $b$  と親が提示する長子と次子の居住地  $f^*, s^*$  との関係を表したものである。

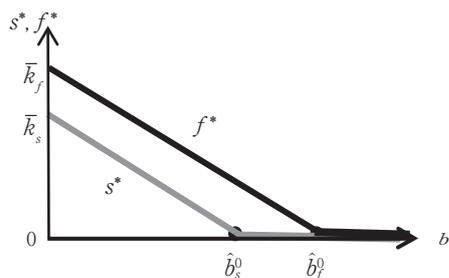


図5 親の遺産額と最適な長子と次子の居住地との関係

すなわち戦略的遺産動機の下では、遺産額が増加すればするほど親が提示する最適な長子と次子の居住地は親の居住地0に近づく傾向がある。さらにある遺産額まで ( $b < \hat{b}_f^0$ ) は親が提示する次子の居住地  $s^*$  の方が、親が提示する長子の居住地  $f^*$  より近い。なぜなら、次子の参加制約条件の留保効用水準（親が次子に遺産ルールを提示したときに拒否されたときに得る次子の効用水準）が長子のそれより小さいので<sup>6)</sup>、親と同居（または親の近隣居住地  $k$  に居住）させるのに、より小さな遺産で居住させることが可能であるためである。ここで  $\hat{b}_s^0$  は次子にすべて遺産を分配するとき親と同居させるのに必要な遺産額を表し、 $\hat{b}_f^0$  は長子にすべて遺産を分配するとき親と同居させるのに必要な遺産額を表し、 $\hat{b}_s^0 < \hat{b}_f^0$  となる。

一方において遺産ルールを提示されなかった方の子（以下便宜上、「片割れの子」と呼ぶ）は、遺産額は0かもしくは残余の遺産分配比率の下で、自分の好きのところ（自らの効用を最大化させるところ）に居住地を選ぶことになるが、仕事を優先させて所得がより得られる都会など遠くへ居住することになる。これは遺産ルールを提示された子が親と同居している（または親の近隣に居住している）ので、片割れの子は親に対する介護などのアテンションをそれほど行う必要がないからである。親から遺産ルールを提示されなかった片割れの子の遺産額が0のとき、片割れの長子の居住地と片割れの次子の居住地を比較すると、前者の方が遠くなる。なぜなら片割れの子の居住地は、主に親の介護をする同居または近隣に居住する兄弟（姉妹）の居住地により決められるが、先述したように同じ遺産額であれば、親と同居する（又は近隣に住む）次子の居住地の方が、親と同居する（又は近隣に住む）長子の居住地より近いので、それとペアを組む片割れの子は親に対する総アテンションを考慮して、片割れの長子の居住地は片割れの次子の居住地より遠方に居住することになる<sup>7)</sup>。

次に親は以下の2つのケースの総アテンションを比較して、長子と次子のどちらに遺産ルールを提示するかを決める。

- (1)長子に（遺産分配比率、長子の居住地）を提示して長子は受諾する。遺産ルールを提示されなかった次子は好きのところ（自らの効用を最大化するところ）に居住する。
- (2)親は長子には遺産ルールを提示しないで、長子は好きのところ（遺産0の下で自らの効用を最大化するところ）に居住する。そして次子に遺産ルールを提示して次子は受諾

する。長子はたとえ事後的に遺産をもらっても先に決めた居住地は不変であるとする。

親は長子に遺産ルールを提示したときの総アテンションと次子に遺産ルールを提示したときの総アテンションを比較して、どちらに遺産ルールを提示するかを遺産額  $b$  の領域ごとに決める（以下は図5を参照）。

(i)  $b < \hat{b}_s^0 \Rightarrow f^* > 0, s^* > 0$  ( $\hat{b}_s^0$  は次子にすべて遺産を分配するとき、親と同居させるのに必要な遺産額を表す) このときは図5より、長子も次子も親とは同居しないで別居するが、同じ遺産額では次子の方が長子よりも親の近隣に居住するので、主に次子に介護を任せる方が総アテンションは大きくなる。したがって長子には遺産ルールを提示しないで、次子に遺産ルールを提示する。

(ii)  $\hat{b}_s^0 \leq b < \hat{b}_f^0 \Rightarrow f^* > 0, s^* = 0$  ( $\hat{b}_f^0$  は長子にすべて遺産を分配するとき、親と同居させるのに必要な遺産額を表す) このときは図5より、次子は親と同居するが、長子は親とは同居しないで別居する。このケースにおいては主に次子に介護を任せる方が総アテンションは大きくなるので、長子には遺産ルールを提示しないで次子に遺産ルールを提示する。

(iii)  $b = \hat{b}_f^0 \Rightarrow s^* = f^* = 0, s^0 = f^0$  ( $f^0(s^0)$  は、長子（次子）の遺産が0のときに効用を最大化させる居住地である) このときは図5より、長子・次子ともに親と同居するので、長子、次子どちらに遺産ルールを提示しても親にとっては無差別となる。

(iv)  $b > \hat{b}_f^0 \Rightarrow s^* = f^* = 0, \text{but } f^0 = s^0 > \bar{s}(b)$ . このときは図5より、主に親の介護をする長子（または次子）は親と同居しているが、それとペアを組む片割れの次子（または長子）は親とは同居しないで遠方に別居している。ここで、片割れの長子は事後的に遺産をもらっても手番上、先決変数なので不動であるのに対して、片割れの次子は長子に対する遺産分配比率が1より小さいとき（図3、1(b)のケース）は、遺産額が大きくなるほど親に近づくことになる（なぜなら図1より、手番上は長子に遺産ルールが提示されて受諾した後片割れの次子が居住地を決める。したがって、次子に対する遺産分配比率が0より大きくなるときの次子の居住地を  $\bar{s}(b)$  とすると、 $\bar{s}(b) < s^0$  となる）。したがって図3、1(b)のケースにおいては、親は長子に遺産ルールを提示して長子と同居し、次子を片割れとする方が、そうでない場合よりも総アテンションは大きくなる。すなわちこのケースでは、親は戦略的遺産動機で遺産を行うときは、長子に遺産ルールを提示して長子はそれを受諾し、次子を片割れにするのが合理的となるのである。

日本の伝統的な慣例では、親は長子と同居することにより長子に実物資産（実家）を相続させ、次子は都会など遠方に居住するケースが多いが、それは遺産総額が  $\hat{b}_f^0$  を超えている場合であることが理論的に示された。

**命題2（親のサブゲームの均衡）:**  $b > 0$  ならば、以下が成り立つ。

$\hat{b}_s^0 \leq b < \hat{b}_f^0$  ならば親は次子に遺産ルールを提示して次子が親と同居する。 $b = \hat{b}_f^0$  ならば親は長子、次子どちらに遺産ルールを提示しても親にとっては無差別となり、どちらも親と同居する。 $b > \hat{b}_f^0$  ならば、親は長子に遺産ルールを提示して長子が親と同居する。

#### IV 結論

本稿では、親はより多くのアテンションを得るために、遺産を利用して子を自分の近くに居住させようとするならば、長子か次子かのいずれかが親と同居し、親の面倒をみる可能性があることが示された。また遺産ルールが長子と次子のどちらに提示されるかは遺産額の大きさで決まることが明らかにされ、遺産額がある水準以上であれば、社会的慣習としてではなく経済合理性によって親は長子に遺産ルールを提示し、長子が親と同居する可能性が示された。遺産額がそれほど大きくないのであれば、次子に提示されることもあり、この場合は Konrad et al. (2002) によるモデルの結論と結果的には同じになる。

今後の課題としては、実際のデータにより実証分析を行って理論モデルの妥当性をチェックすることである。遺産額によって、特に実家などの実物資産などが、長子と次子のどちらに相続されているのか、調査を行う必要がある。

また本稿ではジェンダーによる区別がない長子、次子としたが、実際には、ジェンダーも重要なファクターになり得るかもしれない。子が姉と弟の場合、実家を継ぐのは次子である弟(長男)である可能性が高いことが、日本の実証研究では示されている(Wakabayashi and Horioka, (2009))。また Oshio (2012) の研究によれば、ジェンダーによって、親と子との同居に関する選好が大きく異なることが示されている。こういった要因をモデルの中に取り入れていくことは今後の課題である。

<sup>1)</sup> 本研究は中京大学経済学部の釜田公良教授との共同研究に基づいている（「社会保障が家族の居住地に及ぼす影響と社会保障における中央・地方政府の役割」平成 25-28 年度科学研究費補助金（基盤研究 C）、課題番号：25518015、2017 年）。

<sup>2)</sup> Bernheim et al. (1985) の戦略的遺産動機に関して以後の研究としては、Futagami et al. (2006) がある。それによると通常の利他的遺産動機に比べて、戦略的遺産動機はアテンションをより多く引き出すために多額の遺産を必要とするので高コストとなり、子の数を減らす可能性があることが指摘されている。

<sup>3)</sup> Kureishi and Wakabayashi (2010) はその一つであるが、それによると親からの育児援助を受けるために、長子は親と同居するか近隣に居住するインセンティブがあるとしている。なぜなら親は最も親の居住地に近い子の育児援助を行うので、長子は先に親と同居（または近隣に居住）して親からの育児援助を受けるとしている。

<sup>4)</sup> Rainer, H. and Siedler, T., (2005, 2012) は、兄弟（姉妹）間の親に対するアテンション（ケア）のシェアは、彼らの間で交渉ゲームを行い、所得や社会的・職業的地位などによる力関係で決まるとしている。Konrad et al の birth order effect（生まれた順序効果による）力関係は様々な兄弟（姉妹）間の力関係の一つに過ぎないとしている。

<sup>5)</sup> 親が長子に遺産ルールを提示せず次子に提示する場合、親は故意に長子の参加制約条

件を満たさないような遺産ルールを提示して長子がそれを拒否する場合と無差別であるが、本稿ではそれを行うにはコストがかかるので、その場合は最初から長子には遺産ルールを提示しないで次子に提示するものとする。

- 6) これが成立するためには、 $a_f(f^0(\hat{b}_f^0)) + a_s(s^*(f^0(\hat{b}_f^0))) > a_f(\bar{f}^0(\hat{b}_s^0)) + a_s(s^H(\hat{b}_s^0))$  という仮定が必要となる。これは親が長子には遺産ルールを提示しないで、次子にそれを提示したときの総アテンションが、長子・次子共に拒否されたときの総アテンションよりも大きいということを示している。
- 7) さらに親が次子に提示する居住地の反応関数による戦略的効果によって、長子は戦略的により遠方に住むことによって、次子の居住地を親により近づけることができる。

## 参考文献

- Bernheim, B.D., Shleifer, A., Summers, L.H., 1985. The strategic bequest motive. *Journal of Political Economy* 93, 1045-1076.
- Futagami R., Kamada, K., Sato,T., 2006. Bequest motives and fertility decisions. *Economics Letters* 92, 348-352.
- Konrad, K.A., Kunemund, H., Lommerud, K.E., Robledo, J.R., 2002. Geography of the family. *American Economic Review* 92, 981-998.
- Kureishi, W., Wakabayashi, M., 2010. Why do first-born children live together with parents?. *Japan and the World Economy* 22, 159-172.
- Oshio, T., 2012. Gender differences in the associations of life satisfaction with family and social relations among the Japanese elderly. *Journal of Cross-Cultural Gerontology*, 27, 259-274.
- Rainer,H.,Siedler,T., 2005. O brother, where art thou? The effects of having a sibling on geographic mobility and labor market outcomes. *Economica* 76, 528-556.
- Rainer,H.,Siedler,T.,2012.Family location and caregiving patterns from an International perspective. *Population and Development Review* 38, 337-351.
- Wakabayashi, M., Horioka, C.Y.,2009 Is the eldest son different? The residential choice of siblings in Japan. *Japan and the World Economy* 21, 337-348.